リカレント教育の推進に関する 厚生労働省の取組について

令和5年1月 人材開発統括官



目次

1 令和4年度2次補正予算

2 令和5年度当初予算案

① 施策の目的

事業主の行う訓練等に対し経費等の一部を助成する人材開発支援助成金について、国民の方からのご提案をもとに本年4月から「人への投資促進コース」を設置して事業主による人材育成の取組を支援しているところであるが、助成内容の拡充を行うことで、更なる取組の促進を図る。

② 施策の概要

事業主が雇用する労働者に対して、職務に関連した訓練等を計画に沿って実施した場合等に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する人材開発支援助成金のうち、「人への投資促進コース」において、労働者が自発的に行う訓練等の助成率の引上げ等を行う。

③ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

(実施要件)

施安件)		助成率・助成	額 注()内は中小1	企業事業主以外	1事業所	
コース名	対象訓練・助成内容	OFF-JT		OJT	1 年度あたり の 助成限度額	
		経費助成	賃金助成 実施助成			
	高度デジタル人材訓練/成長分野等人材	75(60)%	〇〇〇/40〇円/世 【令和4年度補正予算案での見直し内容】		ş)	
	訓練	75%	助成率45(30)%-	·定額制訓練: 助成率45(30)%→60(45)% ※()內は中小企業事業主以外		
人への投資促	情報技術分野認定実習併用職業訓練 (OFF-JTとOJTの組み合わせ訓練)	60(45)%	·自発的職業能力開発訓練: 助成率30%→45%			
進コース	定額制訓練	45(30)%	_	_	<u>1,500万円</u> (自発的訓練	
	自発的職業能力開発訓練		【令和4年度補正予算案での見直し内容】 ・1 事業所1年度あたりの助成限度額 日 1,500万円(200万円)		は200万円)	
	長期教育訓練休暇制度/教育訓練短時間 勤務等制度	20万円 ※制度導入!				



・計画届の提 訓練経費の支払 事業主 助成金を支給

④ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

新たなメニューでも利用が見込まれる訓練の助成率の引上げ及び助成限度額の引上げにより、本助成金活用のインセンティブが強化され、事業主による本助成金を活用した人材育成の取組が促進される。

① 施策の目的

企業内における新規事業の立ち上げなどの事業展開等に伴い、新たな分野で必要となる知識や技能を習得させるための訓練を行う事業主を強力に支援することにより、事業主による積極的な人材育成を後押しするとともに、多様なスキルを有する人材の創出に資する。

② 施策の概要

事業主が雇用する労働者に対して、職務に関連した訓練を計画に沿って実施した場合等に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する人材開発支援助成金に、新たに「事業展開等リスキリング支援コース(仮称)」を設置して、企業内における新規事業の立ち上げなどの事業展開等に伴い、事業主が新たな分野で必要となる知識や技能を習得させるための訓練を実施した場合に、高率助成を行う。

③ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

コース名	助成内容	助成率 注()内は中心 OFF	1事業所1年度 あたりの助成限度額	
		経費助成	賃金助成	
事業展開等リスキリング支援コース (仮称) 【新設】	事業展開等に伴い新たな分野で必要となる知識や技能を習得 させるための訓練を実施した場合に助成	75(60)%	960(480)円 /時・人	1億円

④ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

新たな分野で必要となる知識や技能を習得させるための訓練を行う事業主を強力に支援することにより、事業主による訓練の実施を喚起し、また、企業内において多様なスキルを有する人材が育成されることにより、企業内人材全体のレベルの底上げが期待され、企業内での労働移動の円滑化が図られる。

【〇賃金上昇につながるスキルアップを目的とした在籍型出向を 支援する産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース(仮称))の創設】 施策名:産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)(仮称)の創設

令和4年度第二次補正予算 制度要求

出向先

雇用関係

① 施策の目的

労働者のスキルアップを在籍型出向により行う場合に、労働者を送り出す事業主に対して助成することにより在籍型出向を推進し、企業活動を促進するものであり、雇用機会の増大等雇用の安定を図ることを目的とする。

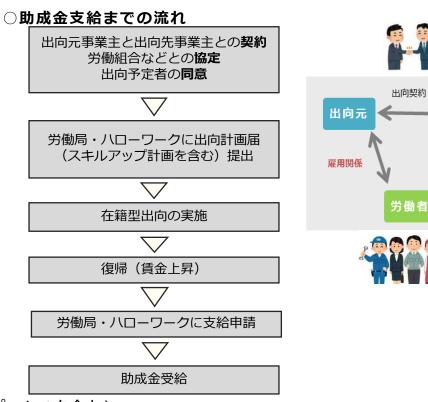
② 施策の概要

労働者のスキルアップを在籍型出向により行うとともに、当該出向から復帰した際の賃金を出向前と比して5%以上上昇させた事業主(出向元)に対し、当該事業主が負担した出向中の賃金の一部を助成

③ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

○助成内容

	中小企業	中小企業以外	
助成率	2/3	1/2	
上限額	8,355円/1人1日当たり (1事業主あたり1,000万円)		
支給対象期間	1か月~1年間		



④ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

賃金引上げにつながるスキルアップを目的とした在籍型出向の活用が促進される。

施策名:教育訓練給付のデジタル分野等成長分野、土日・夜間対応講座の指定拡大

① 施策の目的

厚生労働大臣が指定する教育訓練を修了した場合に、その費用の一部を支給する「教育訓練給付」において、経済社会の変化に対応した労働者個々人の学び・学び直しを支援するため、デジタル分野等の成長分野の訓練機会の拡大と働きながら受講しやすい環境の整備を図る。

② 施策の概要

- ・デジタル分野等の成長分野の講座について、受講者の習得状況等に応じてカリキュラムの一部選択制を認めるなど、効率的・効果的な講座の運営を可能とする。
- ・デジタル分野等の成長分野の講座やオンライン・土日・夜間対応講座を拡大するため、通常の指定申請とは別に、集中的に指定申請を受け付ける特別申請期間(令和4年12月~令和5年1月:講座指定は令和5年4月)を設ける(集中指定申請・制度周知キャンペーンとして実施)。

③受講・修了 労働者 (費用を自ら負担) 教育訓練施設 **5 1** 給 支 指 謹 付 給 定 座 金 申 申 指 支 請 請 定

③ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

ハローワーク

④ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・ 創出効果、波及プロセスを含む)

デジタル分野等成長分野の講座の充実や働きながら受講しやすい環境の整備を行うことによって、労働者の主体的なスキルアップが図られる。

施策名:公的職業訓練のデジタル分野の重点化によるデジタル推進人材の育成

① 施策の目的

DXの進展が加速する中、デジタル分野における職業訓練コースの設定の促進を図り、デジタル推進人材を育成する。

② 施策の概要

公共職業訓練(委託訓練)及び求職者支援訓練において、民間訓練実施機関に対するインセンティブとして、IT分野の資格取得を目指す訓練コースにおける委託費等の上乗せを引き続き実施するとともに、新たに、WEBデザイン等のデジタル分野の資格取得等を目指す訓練コースを委託費等の上乗せの対象とするなどにより、デジタル推進人材を育成する。

③ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

上乗せ等の対象

1. IT分野の委託費等の上乗せ 【継続】

ITスキル標準(ITSS)レベル1以上の資格取得を目指す訓練コースで、就職率等が一定割合以上の場合、委託費等を1人当たり月1万円上乗せ(未実施地域は更に1万円上乗せ)

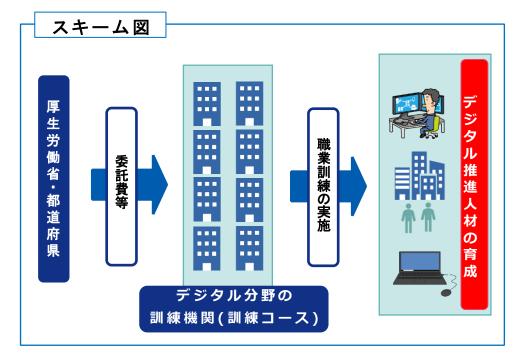
- 2. WEBデザイン等のデジタル分野の委託費等の上乗せ 【拡充】
- WEBデザイン等のデジタル分野の資格取得等を目指す訓練コースで、就職率等が一定割合以上の場合、委託費等を1人当たり月1万円上乗せ
- 3. 企業実習を組み込んだコースの委託費等の上乗せ 【拡充】 就労に結び付く実践的な経験を積むための企業実習を組み込んだデジタル

分野の訓練コースについて、委託費等を1人当たり2万円上乗せ

4. オンライン訓練におけるパソコン等の貸与【拡充】

デジタル分野のオンライン訓練(eラーニングコース)において、受講者にパソコン等を貸与するために要した経費を、1人当たり月1.5万円を上限に委託費等の対象とする

- ※3、4はそれぞれ1、2と併給可能
- ※いずれも令和8年度末までの時限措置



④ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

デジタル分野の職業訓練コースの拡大により、離職者の再就職が進むと同時に、成長分野における人材確保が図られる。

目次

1 令和4年度2次補正予算

2 令和5年度当初予算案

人材開発支援助成金

事業の目的

令和 5 年度当初予算案 658 億円 (698 億円) ※() 內dt前年度当初予算額

うち、人への投資促進コース及び事業展開等リスキリング支援コース 505億円 (504億円)

※ 令和4年度二次補正予算額 制度要求

労働 [⁄]	一般		
労災 雇用 徴収			会計
	0		

- 事業主が行う人材育成については、雇用情勢・訓練ニーズに合わせた支援を効果的に行う必要がある。
- このため、民間二ーズを踏まえつつ、職業訓練を実施する事業主等に対して訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成する等により、 企業内における人材育成を効果的かつ柔軟に支援するとともに、雇用する労働者の職業能力の向上や企業の労働生産性の向上に資する。

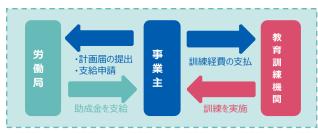
2 事業の概要・スキーム・実施主体等

- 雇用する労働者に対して、職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合等に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成。
- 雇用形態により対象労働者を区分していた訓練 コースの統廃合を行うことで、正規、非正規問わず 幅広い訓練の受講を可能とし、企業で働く労働者の 訓練機会の拡充を図るとともに、事業主の利便向上 を図る。

(人材育成支援コース(仮称)への統廃合)

訓練を受講した労働者が資格を取得し、当該労働者に対して事業主が制度として資格手当を支払う場合等に、助成率を15%加算することで、事業主による評価の実施や訓練受講者の処遇向上の取組を支援する。

(訓練成果の評価による助成率の加算)



【令和3年度実績:31,137件(支給決定件数)】

			助成率・助成額 注()内は中小企業事業主以外			
コース名	コース名 対象訓練・助成内容		OFF-	OFF-JT		
				経費助成	賃金助成	実施助成
	OFF-JT訓練(人材育成訓練(仮称))		正規雇用:45(30)% 非正規雇用:60% 正社員化した場合:70%		-	
<u>人材育成支援コ−ス</u> <u>(仮称)</u>	OFF-JTと OJTの組み合	企業の中核人材を育 (認定実習併用職業		45(30)%	760(380)円/時・人	最低6か月 20(11)万円/人
	わせ訓練	非正規の正社員化を る訓練(有期実習型		60% 正社員化した場合:70%		
教育訓練休暇等付与 コース		休暇制度(3年間で5日 経済休暇を取得して訓練		30万円 ※制度導入助成	-	-
	高度デジタル人材訓練		デジタル	75(60)%	960(480)円/時・人	-
			成長分野	75%	960円/時・人 ※国内大学院	-
		認定実習併用職業訓練 「の組み合わせ訓練)	ŧ	60(45)%	760(380)円/時・人	最低6か月 20(11)万円/人
人への投資促進コース	定額制訓練		60(45)%	-	-	
	自発的職業能	力開発訓練		45%	-	-
	長期教育訓練外帳制度 /教育訓練短時間勤務制度及び 短時間 所定外労働免除制度 短時間		長期休暇	20万円 ※制度導入助成	6,000円/日・人 ※有給時	-
			短時間 勤務等	20万円 ※制度導入助成		-
事業展開等リスキリング 支援コース	事業展開等に 能を習得させる	伴い新たな分野で必要と ための訓練	なる知識や技	75(60)%	960(480)円/時・人	-
※ 各訓練において、訓練受講の成果を評価し、制度として資格手当を支払う場合などに経費助成率を15%加算。						



産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)

令和 5 年度当初予算案 93 億円 (-) *() 内は前年度当初予算額 ** 令和 4 年度第二次補正予算額 制度要求

労働保険特別会計			一般
労災	労災 雇用 徴収		
	\bigcirc		

1 事業の目的

在籍型出向は、自社にはない実践の場における経験から新たなスキルを習得することが期待できるため、労働者のスキルアップを在籍型出向により行う場合に、労働者を送り出す事業主に対して助成することにより在籍型出向を推進し、企業活動を促進するものであり、 雇用機会の増大等雇用の安定を図ることを目的とする。

2 事業の概要

○助成内容

労働者のスキルアップを<u>在籍型出向により行う</u>とともに、 当該<u>出向から復帰した際の賃金を出向前と比して5%以上上昇</u> させた事業主(出向元)に対し、当該**事業主が負担した出向中 の賃金の一部**を助成

	中小企業	中小企業以外	
助成率	2/3	1/2	
上限額	8,355円/1人1日当たり (1事業主あたり1,000万円)		
支給対象期間	1か月~1年間		

3 想定される活用事例

- D X を目指す企業が I T企業への在籍型出向を通じて、従業員のデジタル技術やその活用技術を習得
- ○自動車関連の工場への在籍型出向を通じて、モノづくりに おける品質管理と工程改善の手法や考え方を習得

4 事業スキーム

○助成金支給までの流れ

出向元事業主と出向先事業主との**契約** 労働組合などとの**協定** 出向予定者の**同意**

労働局・ハローワークに出向計画届 (スキルアップ計画を含む)提出



在籍型出向の実施



復帰 (賃金上昇)



労働局・ハローワークに支給申請



助成金受給





経済社会の変化に対応した労働者個々人の学び・学び直しの支援 (教育訓練給付の拡充)

令和 5 年度当初予算案 117億円 (96億円) ※ () 內は前年度当初予算額

労働 [⁄]	一般		
労災	労災 雇用 徴収		
	\bigcirc		

1 事業の目的

厚生労働大臣が指定する教育訓練を修了した場合に、その費用の一部を支給する「教育訓練給付」において、経済社会の変化に対応した労働者個々人の学び・学び直しを支援するため、デジタル分野等の成長分野の訓練機会の拡大と働きながら受講しやすい環境の整備を図る。

2 事業の概要

(1) デジタル分野等の成長分野の訓練機会の拡大(拡充)

- ・ デジタル分野等の成長分野の講座を拡大する(訓練機関に講座の開設を促す)。
- ・デジタル関係等の講座について、カリキュラムの弾力的運用を求める訓練機関からの要望を踏まえ、受講者の習得状況等に応じてカリキュラムの一部選択制を認めるなど、効率的・効果的な講座の運営を可能とする。

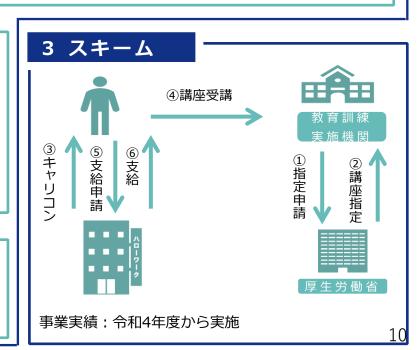
(2) 働きながら受講しやすい環境の整備(拡充)

- ① 仕事と受講の両立
- ・ オンライン・土日・夜間対応の講座を拡大する(訓練機関に講座の開設を促す)。
- ・受講者の習得状況等に応じてカリキュラムの一部選択制を認めることにより、 在職者等が業務に必要な講座の受講をしやすくする(再掲)。
- ② 訓練前キャリアコンサルティングの利便性向上

専門実践教育訓練・特定一般教育訓練の支給申請手続において、必須となっている訓練前キャリアコンサルティングについて、オンラインで受けることも可能(現行:対面のみ)とする。

(3) 特別申請期間の設定(拡充)

デジタル分野等成長分野講座やオンライン・土日・夜間対応講座について、通常の指定申請とは別に、集中的に指定申請を受け付ける特別申請期間(令和4年12月~令和5年1月:講座指定は令和5年4月)を設けて指定拡大を図る(集中指定申請・制度周知キャンペーンとして実施)。



経済社会の変化に対応した労働者個々人の学び・学び直しの支援 (教育訓練給付の拡充)

<別紙>

労働者が費用負担し、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受けた場合に、その費用の一部を雇用保険 により給付する制度について、平成26年10月に「専門実践教育訓練給付金」及び「教育訓練支援給付 金」を創設し、中長期的なキャリアアップを支援

専門実践教育訓練給付金の概要

在職者又は離職後1年以内(妊娠、出産、育児、疾病、負傷等で教育訓練給付の対象期間が延長された場合は最大20年以内)の者が、 厚生労働大臣の指定する専門的・実践的な教育訓練(専門実践教育訓練)を受ける場合に、訓練費用の一定割合を支給

<給付の内容>

- 受講費用の50%(上限年間40万円)を6か月ごとに支給
- 訓練修了後1年以内に、資格取得等し、就職等した場合には、受講費用の20%(上限年間16万円)を追加支給

く支給要件>

○ 雇用保険の被保険者期間3年以上(初回の場合は2年以上)を有する者

教育訓練支援給付金の概要

専門実践教育訓練(通信制・夜間制を除く)を受講し、修了する見込みのある45歳未満の若年離職者に対して、訓練期間中の受講支援と して、基本手当日額の80%を訓練受講中に2か月ごとに支給するもの(令和6年度末までの暫定措置)

※受講開始日前に教育訓練給付金を受給していないことを要する

専門実践教育訓練の指定講座について

指定講座数:2.670講座(令和4年10月1日時点) ※以下①~⑦は当該講座数の内訳

①業務独占資格また は名称独占資格の取 得を訓練目標とする 養成課程

講座数:1.648講座 例)介護福祉士、看護師等 ハ

②専修学校の職 業実践専門課程 およびキャリア形成 促准プログラム

講座数:672講座 例)商業実務、衛生関

③専門職学位課

講座数:91講座

例)教職大学院、 法科大学院 等 4)大学等の職業 実践力育成プログ ラム

講座数:157講座 例)特別の課程(保健) 特別の課程(社会 科学·社会)等

の情報通信技術に 関する資格取得を 目標とする課程

⑤一定レベル以上

講座数:2講座 例)情報処理安全確保 _ 支援士_等

⑥第四次産業革 命スキル習得講座 ⑦専門職大学、 専門職短期大 学、専門職学 科の課程

講座数:100講座 例)AI、データサイエン ス、セキュリティ等

講座数:0講座



公的職業訓練のデジタル分野の重点化によるデジタル 推進人材の育成

令和 5 年度当初予算案 86億円 (65億円) ※() 內dt前年度当初予算額

 労働保険特別会計
 一般

 労災
 雇用
 徴収

 〇

1 事業の目的

「デジタル田園都市国家構想基本方針」(令和4年6月閣議決定)において、職業訓練のデジタル分野の重点化等により、令和8年度末までに政府全体で230万人のデジタル推進人材を育成することとされている。

このため、公共職業訓練(委託訓練)及び求職者支援訓練において、民間訓練実施機関に対して、①デジタル分野の資格取得を目指す訓 まつ、この表式要等のよませ、②全衆実界を知るは、イギデジタル公野の訓練コ、この表式要等のよませた行えばか、②オンティン訓練にお

練コースの委託費等の上乗せ、②企業実習を組み込んだデジタル分野の訓練コースの委託費等の上乗せを行うほか、**③オンライン訓練においてパソコン等の貸与に要した経費を委託費等の対象とする**ことにより、デジタル推進人材の育成を行う。また、これらのデジタル分野の訓練コースを受講する方に対し、引き続き、生活支援の給付金(職業訓練受講給付金)の支給を通じて早期の再就職等を支援する。

2 事業の概要

①デジタル分野の委託費等の上乗せ

デジタル分野の資格取得等を目指す訓練コースで、就職率等が 一定割合以上の場合、委託費等を1人当たり月1万円上乗せ (IT分野の訓練コースは、一部地域を対象に更に1万円上乗せ)

②企業実習を組み込んだコースの委託費等の上乗せ

就労に結び付く実践的な経験を積むための企業実習を組み込んだデジタル分野の訓練コースについて、委託費等を1人当たり2万円上乗せ

③オンライン訓練におけるパソコン等の貸与の促進

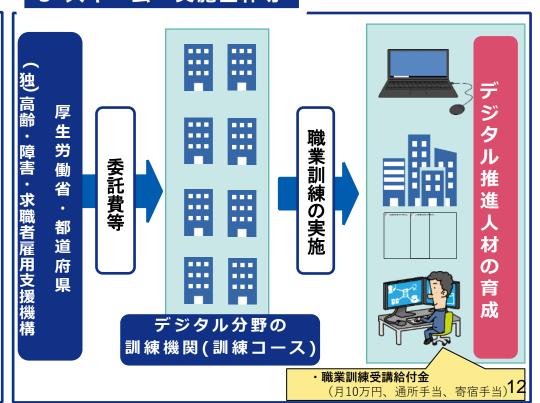
デジタル分野のオンライン訓練(eラーニングコース)において、受講者にパソコン等を貸与するために要した経費を、1人当たり月1.5万円を上限に委託費等の対象とする

4生産性向上支援訓練(DX関連)の実施

中小企業等の在職者に対して、民間教育訓練機関を活用した生 産性向上支援訓練(DX関連)による訓練機会提供

※①~③は令和8年度末までの時限措置

3 スキーム・実施主体等





キャリア形成・学び直し支援センター事業(仮称)

令和 5 年度 当初予算案 22 億円 (15 億円) ※ () 内は前年度当初予算額

労働保険特別会計 会計 労災 雇用 徴収

1 事業の目的

「キャリア形成・学び直し支援センター(仮称)」を創設(※1)し、キャリア形成や学び直しの必要性を感じている労働者等に対 して、ジョブ・カードを活用して、キャリアコンサルティングの機会を提供するとともに、働く人が自律的、主体的に職業に関 する学び・学び直しを行うことができるよう、関係機関とも連携し、労働者等のキャリア形成・学び直しを総合的に支援する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

◆実施体制

【全国カバーのサービスを提供】

キャリア形成・学び直し支援センター(仮称)

- ・中央センターを東京都に1か所、地域センターを全国に設置(R4年度19か所)
- ●各拠点に、職業・教育訓練や学び・学び直しに関する研修を受講 したキャリアコンサルタントを常駐。
- ●拠点から遠隔の地域や関係機関(自治体、企業・事業主団体、教 育機関等)に巡回等で支援。
- ●事業主団体、都道府県、労働局、(独)高齢・障害・求職者雇用 支援機構などの関係機関とも連携

【相談窓口について】

- 在職労働者へのキャリアコンサルティングにも対応するため、地域に応 じ、平日夜間、土日やオンラインの相談体制を整備
- ●キャリアコンサルティングは、原則として事前予約制

◆実施主体

厚生労働省 参託

民間事業者(株式会社等)

◆支援メニュー

【労働者等支援】

- ●キャリア形成や学び値しの必要性を感じているがどういった学び(目的・方 法・内容)等をしてよいか分からない者
- ●在籍企業内にキャリアコンサルティング等の相談・支援を受ける仕組みがない 在職者
- ●受講すべき具体的な職業・教育訓練が明確でない者

等の個人に対して、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティング、

訓練情報の提供等を行う

【企業等支援】

- ●ジョブ・カードを活用して採用活動、人材育成、評価を実施する企業への支援
- ●セルフ・キャリアドック(※2)導入支援(相談・技術的支援、セミナー等)
- ●雇用型訓練の実施を計画する企業に対する支援(訓練計画の策定支援等)
- 等により、企業等に対しても、キャリア形成や学び値し等に関する支援を行う

◆期待される効果

- ●公的職業訓練、教育訓練給付対象講座、その他の教育訓練等に誘導、受講を促進
- ●企業(特に中小規模)や非正規雇用労働者等のキャリア形成や学び・学び直しを 促進

※1 キャリア形成サポートセンター事業の拡充

※2「セルフ・キャリアドック」:企業がその人材育成ビジョン・方針に基づき、キャリアコンサルティング面談と多様なキャリア研修などを組み合わせて、体系的・定期的に従業員の支援を実施し、従業員 の主体的なキャリア形成を促進・支援する総合的な取組み、また、そのための企業内の「仕組み」のこと。

令和3年度実績:キャリア形成サボートセンターにおける相談支援件数(個人へのジョブ・カード作成支援者数と企業への相談支援件数の計) 66,482件



受講者の特性に対応した教育訓練手法の構築・普及促進事業(仮称)

令和 5 年度当初予算案 6.1 億円 (-6円) *() 內は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般
労災 雇用 徴収			会計
	\bigcirc		

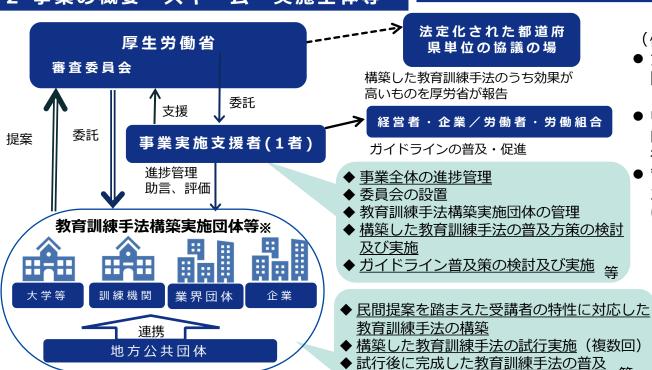
1 事業の目的

※20者を想定

民間からの提案募集において、「女性非正規雇用労働者向けの伴走支援を付したIT人材育成プログラムの実施」「中高年ホワイトカラーのセカンドキャリアに向けたマインドリセット等の実施」「管理職向けの人材マネジメント研修の実施」など多数の提案があったことから、こうした幅広いニーズに対応した訓練を実現するため、受講者の特性に対応した特色ある教育訓練手法の構築、その手法の試行及び普及方法を民間からコンテスト方式で募集し、その構築から試行、普及まで行わせる事業を必要に応じて地方自治体と連携しながら実施し、その成果については、法定化された都道府県単位の協議の場を通じて職業訓練メニューに反映させる。

さらに、令和4年6月にとりまとめた「職場における学び・学び直し促進ガイドライン」(ガイドライン)について、中小企業をはじめとした経営者や労働者に広く周知等を併せて行い、日本全体に学び・学び直しの風土の定着を図る。(事業実施期間:令和5年度~6年度)

2 事業の概要・スキーム・実施主体等



<u><想定される教育訓練手法の内容></u> (例)

- 女性非正規雇用労働者やひとり親などの生活 困窮者や就職氷河期世代を訓練修了及び就職 に導くための伴走支援手法の構築
- 申高年ホワイトカラーのセカンドキャリアに 向けたマインドリセット・スキルチェンジを 行うための手法の構築
- 管理職(現場のリーダー)のマネジメント能力向上のための訓練プログラムの実効性を上げるための手法の構築
 - (※1)教育訓練手法の構築内容はカリキュラムや教材に加え、訓練開始前から就職・キャリアアップまでを伴走型で支援するために必要なノウハウ・手法、講師の育成等を含む。
 - (※2)ガイドラインの普及・促進は、リーフレット等の制作、シンポジウムの開催、経済誌・新聞・インターネット記事掲載及び先行事例の収集、展開を想定。

拡 求職者支援制度

令和 5 年度当初予算案 268億円 (278億円) ※() 內dt前年度当初予算額

労働 [⁄]	一般		
労災	会計		
	3/4		1/4

1 事業の目的

- 雇用保険を受給できない求職者を対象に、雇用保険と生活保護の間をつなぐ第2のセーフティネットとして、無料の職業訓練に加え、月10万円の生活支援の給付金の支給を通じて、早期の再就職等を支援する。
- 非正規雇用労働者等の制度の活用を促進するため、訓練受講対象者の拡大や職業訓練受講給付金の支給要件の緩和等による制度の 見直しを図る。

2 事業の概要・スキーム



訓練実施機関

求職者支援訓練





ハローワーク

訓練受講中からの 就職支援

職業紹介

対 訓練実施機関



就職

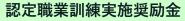
対 求職者

|・職業訓練受講給付金

(月10万円、通所手当、寄宿手当)

※訓練受講を容易にするため、職業訓練受講手当(月10万円)の支給対象とならない者のうち、収入が一定額以下の者に通所手当のみを支給する(拡充)

・求職者支援資金融資



- ・基礎コース:6万円
- ・実践コース:5~7万円
- ※ 受講生1人1月当たり
- ※ 介護及び<u>デジタル分野のコースは、</u>
 - 一定の要件を満たす場合に増額(拡充)

*実績(令和3年度)

求職者支援訓練受講者数 28,260人

職業訓練受講給付金初回受給者数 13,371人

3 実施主体等

- ◆実施主体 : 都道府県労働局、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
- ◆負担割合: 原則、雇用勘定、国庫負担1/2ずつ。ただし、当面の間は国庫負担27.5%(原則の55/100を負担)。



参考資料

学び・学び直し促進のための特定支出控除における特例措置の創設 (税制改正)

1 大綱の概要

給与所得者の特定支出控除の特例について、特定支出が、研修費又は資格取得費に該当するものである場合において、教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練に係るものであるときは、現行の手続において必要とされる給与等の支払者による証明に代えて、キャリアコンサルタントによる証明ができることとする。

2 制度の内容

- 給与所得者が職務の遂行に直接必要な技術又は知識の習得のための研修の受講費用等(※1)の特定支出をした場合、その合計額が「特定支出控除額の適用判定の基準となる金額(※2)」を超える時は、その超える部分を給与所得控除後の所得金額から差し引くことができることとされている。
- 現行の特定支出控除の手続においては、特定支出が職務に関連するものであることについて、給与等の支払者の証明を受ける必要があるが、給与所得者が、厚生労働大臣が指定する教育訓練給付指定講座を受講した場合(※3)には、給与等の支払者に代わり、国家資格であるキャリアコンサルタントが証明を行うことを認めることとする。
 - ※1 上記のほか、通勤費、職務上の旅費、転居費、単身赴任者等の帰宅費、勤務必要経費(図書費、衣服費、交際費等)がある。
 - ※2 平成28年から、その年の給与所得控除額×1/2となっている。
 - ※3 受講する講座自体が教育訓練給付指定講座として指定されていればよく、教育訓練給付を受給していない場合でも特例の利用が可能。

